

〔査読論文〕

ヘーゲル論理学における主体の概念

牧 野 廣 義

はじめに

ヘーゲル論理学¹⁾は、アリストテレス以来の論理学の「全面的改訂」を行うとともに、カントによって崩壊させられた形而上学の再建を意図している。論理学の改訂は、カテゴリー批判の体系を構築し、弁証法の論理を提示するものである。またこのようなカテゴリー体系が、思想によって把握された世界の本質的構造を示す形而上学の再建であるとされる。しかもこの「本来の形而上学、あるいは純粋な思弁の哲学をなす論理学」(GW11,7)は学問の「方法」をも提示する。以上のことは『大論理学』の「序文」や「緒論」において特に強調されておりである。

形而上学について、ヘーゲルは、「客観的論理学は、思想によってのみ築き上げられるとされた、世界の学的構築物としての旧形而上学に代わるものである」(GW11,32, GW21,48)と言う。カントは旧形而上学に対して、それは思考諸形式(カテゴリー)を批判なしに使用したと批判した。しかしヘーゲル論理学はカテゴリー批判の体系でもあり、「客観的論理学は、思考諸形式の真の批判である」(GW11,32, GW21,49)とされる。このことは「客観的論理学」の課題だけではない。「主観的論理学」は、「概念の論理学」であり、「有あるいは仮象への関係を止揚し、その規定の中でもはや外面的ではなく、自由な自立的な主体、自分の中で自分を規定する主体的なもの、あるいはむしろ主体そのものであるような本質の論理学」(ibid.)

なのである。こうして、カテゴリー批判によって形成される「世界の学的構築物」としての新しい「論理学=形而上学」が展開されるのであり、その中で「主体そのもの」が論じられるのである。

なお、「客観的論理学」と「主観的論理学」との区別について、先に引用した言葉に続いてヘーゲルは次のように注意している。「主観的なもの(das Subjektive)という言葉は、偶然的なもの、恣意的なものという誤解や、同様に一般に意識の形式の中に入るべき諸規定という誤解を伴うので、主観的なものと客観的なものとの区別は、論理学そのものの中で後により詳しく展開されるものであって、ここでは特に重点をおくべきではない」(ibid.)。ここでヘーゲルは、「主観的なもの〔主体的なもの〕」とは「意識の形式の中に入るべき諸規定」だというのは誤解であるとしている点に注目するべきであろう。このことはヘーゲルの「主体」の概念を理解するうえで重要なことである。この点は以下で論じたい。

ヘーゲルはすでに『精神現象学』²⁾「序文」の中で、「肝心なこと」は「真なるものを実体としてではなく、まったく同様に主体として把握し、表現すること」(GW9,18)であると、自らの立場を宣言した。ここで「生きた実体は、実際は主体である存在である。あるいは同じことであるが、その存在は、実体が自己自身を定立する運動であり、あるいは自ら他のものと成ることを自己自身と媒介する働きである限りにおいてのみ、実際に現実的である」(ibid.)と

される。このような「実体＝主体」の論理の解明はヘーゲル論理学の課題でもある。ヘーゲル論理学における「実体」や「主体」のカテゴリーを明らかにしてこそ、『精神現象学』「序文」における「実体＝主体」の意味もより明瞭になるであろう。

小論では、以上の観点から、ヘーゲル論理学を「主体」の論理を解明する「論理学＝形而上学」という側面から考察したい。

なお、従来の研究³⁾ではヘーゲルにおける「主体」の概念の理解に関わっていくつかの問題が提起されている。

その一つは、ヘーゲルの主体の論理の中核となる「概念」ないし「具体的普遍」の論理は「論証されない形而上学的な前提にもとづいている」(Düsing, 24) というデュージングの批判である。ヘーゲル論理学はさまざまなカテゴリーを批判的に検討し、カテゴリー体系の構築によって、「概念」や「具体的普遍」の論理を解明しようとするものである。デュージングの批判は、そのようなヘーゲル論理学の基本的性格にかかわるものである。このような批判が正当であるかどうかの検討が必要である。

また一つは、ヘーゲルの「主体」をデュージングらのように「主観性」の論理として理解する多くの見解に対立して、フィンク－アイテルらのように「相互主観性」を理解しようとする見解がある。このような「主観性」と「相互主観性」との対立を検討する必要がある。この問題はまた、ヘスレのように、ヘーゲル論理学における「主観性」と実在哲学における「相互主観性」との間には「裂け目」(Riß)がある(Hösl, 9) という議論ともかかわる。「主体」の論理は「相互主観性」の論理と対立したり、裂け目をつくり出すのであろうか。小論では、このような問題も考慮にいれながら、ヘーゲルの「主体」の概念について考えたいと思う。

一 「主体」の論理の発生的叙述

ヘーゲルは、『大論理学』「概念論」の「概念

一般について」の中で、「有と本質を考察する客観的論理学は、本来、概念の発生的叙述をなす」(GW12,11) と言う。これは、彼の論理学体系を特徴づける言葉としても理解できる。つまり、ヘーゲル論理学の体系は、「客観的論理学」である有論と本質論の諸カテゴリーの考察をふまえて、本質論の最後で「実体」とその相関関係を明らかにする「絶対的相関」(das absolute Verhältnis) に到達する。そして、ここからさらに進んで「有」や「本質」を超えた「概念」の論理が把握される。これが「主体」の論理を解明するものである。このような「概念の発生的叙述」によってこそ、「実体」から「主体」への論理が把握されるのである。

『精神現象学』「序文」における「実体＝主体」ないし「生きた実体」は、『大論理学』では「実体の完成はもはや実体そのものではなく、より高次のものであり、概念であり、主体である」(GW12,14) ととらえられる。このような「主体」の論理は、「有」と「本質」とを考察する「客観的論理学」の成果として、「主観的論理学」における「概念」の論理として解明される。この過程の概略を見ておきたい。

(a) 有論と「主体」の発生的叙述——向自有

まず、有論から見ていきたい。有論は、直接性や単純性の諸カテゴリーが論じられる。ヘーゲルは、規定された有としての「定有」(Dasein)の中の「或るもの」(Etwas)について、『大論理学』第一版で次のように言う。「或るものは、さらにいつそう進んで向自有(Fürsichsein)、あるいは物、実体、主体などとして規定される」(GW11,66)。ここでは「或るもの」から「向自有」へ、さらに「物」や「実体」からの「主体」の生成が見通されている。同じく第二版においても、「否定的なものの否定的なものは、或るものとしては主体の単なる始まりにすぎない。——自己内有はまだまったく無規定である。それはさらにまず向自有(Fürsichsein)として規定され、さらに進んで概念においては

じめて主体の具体的な強さ (Intensität) を獲得するのである」(GW21,103) と述べられる。このように「主体」ないし「概念」の発生的叙述にとって、有論で注目されるのは「向自有」の論理である。そこで、まず「向自有」について見てみよう。

「向自有」は、有限と無限との交互規定が現れる「悪無限」と、それを解決して、無限と有限とを統一する「真無限」の論理の成果として提示される。向自有とは「他者との関係や共同性を止揚して」(WG11,86, WG21,145)、自己への関係へと復帰し、「それ自身で有る」(für sich sein) というものである。(なお、「向自有」の叙述の仕方は第一版から第二版で変更されているが、このカテゴリーの基本的な意味内容に変更はないと思われる。)

ヘーゲルは、『大論理学』第二版では「向自有」の事例として意識と自己意識をあげながら次のように言う。「向自有は、限界づける他者に対して論争的 (polemisch) で否定的な態度を取り、他者の否定によって自己内に反省した有である」(GW21,145)。つまり「向自有」は、意識が対象である他者との関係を自己の中に包含するように、また自己意識が他者との関係を捨象するように、他者との関係をあくまでも自己内の関係としている有である。

こうして、「向自有」はもっぱら自己への関係を貫き、他者との関係を閉ざしてゆく。「向自有は自己の内に閉ざされた定有であり、自己自身への無限の関係である」(GW11,87)。そのため、「向自有」はひたすら一つの自己に向かう「向一有」(Sein-für-Eines) という契機をもつ。さらに進んで向自有は、他者への関係を止揚して一つの自己へと向かうという契機をも捨象する。そのため、向自有は「その内的意味が消滅する」ことによって「自分自身の抽象的な限界」となる。これが「一者」(Eins) である (GW21,151)。そして一者は多数の一者と反発しあう原子論的構造へと移行する。

以上のように、向自有は、他者との関係を止揚して、ひたすら自己への関係に向かうもので

あり、自己と他者との相互媒介の関係を定立することができない。そのため、向自有は、自己への関係と他者への関係をを統一した「主体」には到達しえないのである。

(b) 本質論と「主体」の発生的叙述——実体

次に、本質論では、有論には欠落していた相互媒介の関係が固有に論じられる。それが「反省」(Reflexion) の論理である。本質はまず「自己自身の中での反省としての本質」である。「本質における成すなわち本質の反省する運動は、無から無への運動であり、そのことによって自己へともどる運動である」(GW11,250)。この反省の運動には、その運動を担う自立的な実在は登場しない。関係によってはじめて存在するものはその関係なしには無である。ここでは関係する項を論じる前に、まず関係の運動そのものが問題となる。その意味で、反省はまず「無から無への運動」なのである。しかし反省の運動によって、「同一性」、「区別」、「矛盾」として規定される「反省規定」は、その最後の「矛盾」の没落によって「根拠」(Grund) に移行する。この「根拠」からふり返ると、先の反省は「純粋な媒介」であって、「関係づけられるもの〔項〕をもたない純粋な関係である」(GW11,292)。それに対して、根拠は「実在的な媒介」であり、「自己を定立する本質」である。こうして、「根拠」と「根拠づけられるもの」との関係が定立される。

さらに、本質論では「自己自身の中での反省としての本質」と「現象」との統一として「現実性」が論じられる。「現実性」においては、まず「絶対者」が自己を開示する (Auslegung) という論理が考察される。しかし「絶対者」がその「属性」と「様態」との同一性の中にあるだけでは、絶対者の自己開示は静的で抽象的なものにとどまる。そこで、「現実性」は動的に展開されるものとして、可能性から現実性への転化や、その転化における必然性と偶然性との関係として考察される。そしてこれらをふまえ

て「絶対者」が「現実性」の相関関係の中で自己を顕現させる活動（Manifestation）として、「絶対的相関」（das absolute Verhältnis）が論じられる。ここで「実体」とその相関が登場する。

「実体」とは「自己自身との絶対的な自己媒介としての有」（GW11,394）である。実体は「映現」（Scheinen）の契機を自己の中に含む総体性であり、「偶有性」を包括している。そのような「実体」は、可能性を現実性に転化する「創造的な力（Macht）」としても、現実性を可能性にひきもどす「破壊的な力」としても自己を顕現させる（GW11,395）。

そのような「実体」が自己の力によって他の実体や偶有を自己と同一なものとして「産出する」（Hervorbringen）という関係が「因果性」である。原因は能動の実体であり、結果は受動の実体である。能動の実体は受動の実体に対して「強制力」（Gewalt）を加える。原因と結果との連鎖は、結果がまた原因となって結果を生む悪無限的な進行となる。しかしそれだけではない。能動の実体の「作用」に対して、受動の実体は「反作用」を行う。こうして、実体相互の間の「交互作用」が明らかになる。

このような「実体」はまだ「主体」ではない。ここには、実体の力や強制力によって、実体相互の関係は「他の仕方ではありえない」という「必然性」の関係はあっても、実体の自己関係と他者への関係を統一した「自己規定」や、他者の中にありながら自己のもとにあるという「自由」の関係はない。しかし自由は必然性を踏まえてこそ明らかになる。「必然性が自由になるのは、必然性が消滅することによってではなく、必然性においてはまだ内的にすぎない同一性が顕現されることによってなのである」（GW11,409）この問題は「概念」の課題となる。こうして「概念」は「実体」の必然性を踏まえて「主体性あるいは自由の国」（ibid.）として登場するのである。以下ではその意味を明らかにしたい。

（c）実体、因果性、交互作用から概念へ

概念は、以上のような実体の運動から論理的に生成する。ヘーゲルは「概念論」の「概念一般について」において、概念の発生の過程を次のようにまとめている。「実体の因果性と交互作用を通しての弁証法的運動は、概念の直接的な発生（Genesis）である。これによって概念の生成（Werden）が叙述される。」（GW12,11）。

この実体から概念への運動が明らかにしたのは次のことである。すなわち、「実体はただその反対者の中でのみ自己自身と同一であり、このことが二つのものとして定立された諸実体の絶対的同一性を構成する」（GW12,13）。つまり、能動の実体と受動の実体という二つの実体の関係は、両者の絶対的同一性として、その同一性を定立する実体の運動としてとらえられる。しかも、二つの実体の関係としてとらえられた実体の運動が、一つの実体の運動としてとらえられると、それは、もはや「実体」ではなく「主体」である。

この運動は次のようにまとめられる。「次のような無限の自己反省、すなわち即自かつ向自（das An-und-Fürsichsein）はそれが定立された有（Gesetzsein）であることによってはじめてあるという無限の自己反省は、実体の完成である。しかし実体の完成はもはや実体そのものではなく、より高次のものであり、概念であり、主体である。実体性の相関における移行は、その相関の内在的必然性によって生じたのである。そしてその移行は、その相関そのものの顕現であり、概念がその相関の真理であり、自由が必然性の真理であるということの顕現である」（GW12,14）。

つまり、実体において自体的かつ向自的にある有が、他者との関係によって媒介され定立された有として、その相互媒介を無限に自己反省し、自己との関係と他者との関係を統一した実体として定立されると、それはもはや実体そのものではなく、「概念」であり「主体」である。そして実体相互の相関は、その必然性をとおして、より高次の論理を、すなわち他のものと関

係しながら自己自身と同一である「概念」の「自由」の論理を顕現させるのである。ここでいう自由とは、「各々の実体がその他者の中で自己と同一なものとしてのみ定立される」(GW12,15)ということである。

ヘーゲルは、このような「概念」がスピノザの「実体」(これには先に見た「絶対者」とその「属性」や「様相」との静的な同一性が対応する)の立場を乗り越える論理を示すものであるから、「概念」はそれに対する「真の反駁」(GW12,15)だと言う。またヘーゲルは、「概念」の把握に役立ちそれを容易にするための注意として、自我や自己意識を例にあげている。それは、自我が第一に、「直接的な統一」ではなく、「あらゆる規定性と内容を捨象して、自己との無制限な同等性という自由へと還帰する」という「普遍性」をもつからであるであり、第二にまた自我は「自分自身に関係する否定性」として「個体的人格性」であるからである(GW12,17)。ここには、「即自かつ向自的有」と「定立された有」との相互媒介という先に見た構造があるからである。

このような自我論との関係で、ヘーゲルはカントの「超越論的統覚」を取り上げる。ヘーゲルは、「概念の本質をなす統一が統覚の根源的—総合的統一として、私は考える (Ich denke) という自己意識の統一として認識されたことは、理性批判の中に見いだされる極めて深く豊かな洞察である」(GW12,17f.)と言う。ここにヘーゲルは、カントの統覚とヘーゲルの「概念」との論理構造の共通性を見る。しかし同時にヘーゲルは、第一に、カントが概念による総合統一のためには感性的直観が不可欠であり、「直観を欠く概念は空虚である」としたこと、第二に、概念は「認識の客観的なものとして」、つまりカントの言う「経験的実在性」を保証するものとして論じながら、他方では概念は「単に主観的なもの」として、つまりカントの言う「超越論的観念性」を論じたことを批判するのである(GW12,19)。

なお、ここではヘーゲルが「概念」を自我や

自己意識を例として議論したことは、あくまでも「概念」の論理の把握を容易にするためであるということを確認しておきたい。むしろヘーゲルは、「概念は自己意識的な悟性の作用、主観的な悟性と見られてはならず、概念は、即自かつ向自的な概念であり、それは同様に自然および精神の一段階をなす。生命または有機的自然は、そこに概念がはじめて出現する自然の一段階であるが、しかしその概念は盲目的な、自己自身を把握せず、思考することのない概念としてある。このような思考する概念は精神にのみ属する」(GW12,20)と述べている。つまり、「概念」や「主体」といっても、まずもって「主観的な思考」なのではなく、自然の生命にも精神にも共通する論理を示すのである。

しかし、ヘーゲルの「概念」の解釈において、その形而上学的な意味を認めながらも、まずそれを「思考」の概念として理解する解釈は少なくない。例えば、デュージングは、「純粋な思弁的概念は、ヘーゲルの主観的論理学では、……自己自身を思考する主観性として規定される」としたうえで、続けて「それは、ヘーゲル論理学の存在論および形而上学としての探求と対応して、同時に本来的にかつ真に有るのである」(Düsing,228)と言う。またイーバーは、「主観的論理学を構成する概念論理学は、まず、事柄を概念へともたらす思考そのものの活動を探求する」(Iber,181)と述べて、「概念」を「思考そのものの活動」と理解したうえで、「ヘーゲルは、概念は現実を思想において把握することだけでなく、概念は世界の中で客観的な威力として作用することを証明しようとした」(Iber,189)と言う。

これらの解釈は、ヘーゲルの「概念」をまず主観的な「思考」ととらえたうえで、それが存在論化ないし形而上学化されて、「真に有るもの」や世界の中の「客観的な威力」となると解釈するものである。しかしながら、ヘーゲル自身は現実的な「実体」から、その実体の完成としての「主体」ないし「概念」の生成を論じ、しかも「概念」を最初から自然の生命にも精神

にも共通する「主体」の論理を示すものとして論じているのである。この問題は、デュージングの言う「概念」の「論証」いかなの問題にもかかわるが、この点は後で見たい。

二 「主体」の論理構造

以上のように、「実体の完成」として登場した「主体」の論理構造は、概念論の「主観性」（ないし「主体性」）における「概念」において示される。「概念」は普遍性、特殊性、個別性という三契機をもつ⁴⁾。

(a) 普遍性

概念の第一の契機である「普遍性」は、概念の自己同一性の契機である。しかしその自己同一性は、直接的な同一性でも反省規定としての同一性でもなく、「否定の否定」としての自己同一性である。それは他者への関係を含みながら自己を保持する同一性である。またそれは、他者へと関係をとおして自己を「形成するもの」、「創造するもの」としての自己同一性である。

このような普遍は「自由な力」(die freie Macht)であり、「他者を包括する (über sein Anderes übergreifen) が、強制的ではなく、むしろ他者の中で安らぎ自分のもとにある (bei sich sein)」(GW12,35)。その意味で、それは「自由な愛」とも「限りない至福」(schrankenlose Selichkeit)とも言われる。「なぜなら、普遍は区別されたものに対する振る舞いを、もっぱら自分自身に対する振る舞いとして行うからである」(ibid.)。こうして普遍は、他者や区別されたものに対して自己自身にかかわることとして振る舞うのである。それが「愛」であり「至福」である。

しかし、ここでいくつかの解釈上の問題がある。フィンクーアイテルは、ここでの「普遍性」は「自我という相互主観的な実体であり、その自我とは、他の自我との相関において自己自身との相関の中にあるものである」(Fink-

Eitel,196)と云う。ここで、「他者」は「他の自我」だと解釈され、「自由な愛」とは「相互承認関係」とであると解釈される。

他方で、ヘスレは、ヘーゲル論理学について「相互主観性」や「コミュニケーション的自由」を論じたトイニッセンと、それに対するフルダとホルストマンからの批判、およびトイニッセンの応答を検討しながら、次のように言う。「明らかなことがあるとすれば、それはヘーゲルの論理学が主体—主体関係をテーマにしてはいないということである。ヘーゲルが概念を愛として語るときも、それは純粋に比喩的であり、相互主観性を基礎づけるためには確かに不十分である」(Hösle,271)。

また、イェシュケは、ヘーゲルの全体像を論じながら『大論理学』の「概念」についても凝縮された解説を行っている。その中で彼は、ヘーゲルが「普遍は他者を包括する」と述べた上述の個所を「具体的普遍は特殊と個別を包括する」と言い換えて、そのうえで、「ヘーゲルはそれを比喩的に『自由な力』あるいは『自由な愛、限りない至福』とさえ述べる」(Jaeschke,244)としている。

このように、普遍の「他者」とは、他の自我なのか、「概念」の他の契機である「特殊と普遍」なのか、などが問題になる。しかし、私はその両者でもなく、ここではまさに「他者」とであると理解したい。なぜなら、ここではヘーゲル自身が言うように「自我」はあくまでも「概念」の把握を容易にするための例にすぎない。またヘスレが言うように、「相互主観性」はまだここでのテーマではなく、「他の自我」はまだ明確に位置づけられていない。他方で、普遍の「他者」をここで「特殊と個別」として読み替えてしまうと、それらはすでに「具体的普遍」の契機の内部の関係にすぎなくなる。「自由な力」も「自由な愛」もまったく「普遍」の内部の関係となってしまふ。これでは、實際上、普遍の「他者」は消滅し、愛は自己愛となり、至福は自己内の至福として理解されかねないと思われる。むしろヘーゲルにとっては、他

者にかかわる事柄を自分自身にかかわることととらえ、振る舞うことが、「愛」であり「至福」であろう。したがって、普遍の「他者」とは、後の「特殊性」の議論においては普遍の「反対者」をも含む「特殊」として位置づけられるのであるが、しかしここではまず「他者」として理解するべきであろう。そして「愛」や「至福」は確かに「比喩」であるが、普遍が関わる「他者」との関係が、他者の中にありながら自分のもとにあるという「自由な関係」の比喩として理解するべきであろう。

以上のような普遍の論理は、特殊性と個別性との関係でも論じられる。特殊性は普遍の規定性の側面であり、個別性は「否定の否定」（規定性からの自己への還帰）として、普遍の自己同一性を維持することである。こうして普遍は「概念の総体性であり、具体的なものである」（GW12,35）。このことをヘーゲルは「二重の映現」だと言う。すなわち「一方では外への映現（Schein nach außen）であり、他者への反省である。他方では、内への映現（Schein nach innen）であり、自己への反省である」（ibid.）。ここで、一方の「外への映現」は他者に対する区別をつくる。他方の「内への映現」は概念の規定性を外面性から自己へと反転させるのである。このような普遍は、特殊性と個別性から切り離された「抽象的普遍」ではなく、特殊性と個別性を含んだ「具体的普遍」であり「高次の普遍」である。ヘーゲルは、「生命、自我、精神、絶対的概念」は「高次の類として普遍」であり「具体的なもの」である（GW12,36）と言う。これらの「生命、自我、精神、絶対的概念」が、「概念」の論理によってこそとらえられる「主体」の具体例である⁵⁾。

(b) 特殊性

概念の第二の契機である「特殊性」は、概念の規定性としての規定性である。「特殊は普遍そのものであるが、しかし特殊は普遍の区別であり、また他者への関係であり、外への映現である」（GW12,37f.）。つまり特殊とは、普遍の

内に含まれていた「外への映現」と他者への関係を、概念の一契機としてより明確に定立したものである。これによって概念の規定性が示される。「しかし、特殊が区別される他者は普遍そのもの以外には存在しない。——普遍は自己を規定する。こうして普遍そのものが特殊である。規定性は普遍の区別である」（GW12,38）。普遍はこのように自己を規定して他者としての特殊になる。「普遍は、概念として、普遍そのものであり、かつその反対者であるが、この反対者はふたたび普遍の定立された規定性として普遍そのものであるものである」（ibid.）。普遍は自らを規定して、その反対者にまでするが、それもまた普遍そのものである。「普遍は反対者を包括し（über dasselbe [das Gegenteil] übergreifen），そして反対者の中で自己のもとにある（bei sich sein）」（ibid.）。このように、先に見た「普遍」が包括する「他者」は、ここでは「反対者」としての「特殊」が位置づけられる。特殊はこのように普遍の「反対者」でもあり、その他者性をまったく消滅させるものではない。普遍はその特殊性の契機によって、他者や反対者をも包括し、その中で自己のもとにあるのである。

しかしながら、特殊性が概念の他の契機と区別される限りで、普遍性・特殊性・個別性を含んだ「具体的普遍」ではなく、それらの契機を分離した「抽象的普遍」も現れる。そのような普遍は、特殊や個別と分離されて自己同一性のみ閉じこもったり、単に特殊や個別の共通性をとらえるものにすぎない。ヘーゲルは、このような「抽象的普遍」を「悟性」の能力を示すものととらえる。悟性は具体的なものを固定化し、分離し、区別の深みをとらえる。そこに「悟性の無限の力（Kraft）」がある。同時にまた、そこから理性へと移行する「威力」（Macht）も働く。こうして、悟性の「規定された抽象的概念は、むしろ理性の本質的条件である」（GW12,43）。ここから、理性は、概念の契機として、普遍性と特殊性とを統一した「個別性」を把握するのである。

(c) 個別性

概念の第三の契機である「個別性」について、ヘーゲルは次のように言う。「普遍性と特殊性は、一方では個別性の生成の契機として現れた。しかし、前述のように、それらはそれ自身において総体的概念であり、したがって個別性の中で他者へと移行するのではなく、個別性の中では即自かつ向自的あるものが定立されるのである」(GW12,49)。ここで、即自かつ向自的にあるものとは、概念の総体的性であり、概念の三契機の一体性である。つまり、概念の第三の契機である「個別性」において、概念の諸契機の不可分ないし一体性が定立されるのである。

このことをヘーゲルは次のように言う。「個別性の中で先の真の相関関係が、すなわち概念諸規定の不可分性が定立される。なぜなら、個別性は否定の否定として、概念諸規定の対立を含み、かつ同時にその対立をその根拠ないし統一において含むからであり、各規定と他の規定との合致を含むからである」(GW12,50f)。このように、個別性が、概念諸規定の不可分性を定立し、その一体性や合致を含むのであるから、この契機によって概念の「総体的性」が示されるのである。

ヘーゲルはこの意味での「個別性」をとらえることの意義を次のように言う。「生命、精神、神、および純粹概念を、抽象はとらえることができない。なぜなら、抽象はその産物から、個別性を、すなわち個性性 (Individualität) と人格性 (Persönlichkeit) の原理を捨て去り、生命も精神もなく色彩も内容もない普遍性に至るからである」(GW12,49)。こうして、概念の総体的性としての「個別性」をとらえてこそ、「生命、精神、神、純粹概念」をとらえることができ、それらの「個性性」や「人格性」をもとらえることができるのである。

ヘーゲルはこのような「個別性」をとらえてこそ、先にも「概念」や「主体」の具体例として登場した「生命、精神、神、純粹概念」をとらえることができると言う。また、個別性を

「個性性と人格性の原理」だと述べている。このように、『大論理学』においても、「個別」こそが「主体」であるという思想がある。

ここから、ヘーゲルは『エンツュクロペディ』第三版 (1830年)⁶⁾ では、「個別、主体は総体的性として定立された概念である」(163節) という言葉を第二版 (1827年) に追加した。ここでは、「個別」が「主体」と言い換えられ、それが「総体的性として定立された概念」であることが明確にされる。さらに、1831年の「論理学講義」⁷⁾ では、「個別はさらに主体として表現することができます」(S.180) と述べて、個別と主体との関係をより明確に表現している。こうして、概念の諸契機が統一された総体的性としての「個別」こそが「主体」なのである。

しかし、「個別性」は「概念の自己への復帰」であるだけでなく、「概念の喪失」の契機でもある。「概念は個別性の中で自己の中にあるが、同様にまたこの個別性によって概念は自分の外のものとなり、現実性の中に歩み入る」(GW12,51)。ここでは、個別性は概念の諸契機の統一であるよりも、概念が「自分の外」に出て、再び抽象による普遍・特殊・個別の分離となり、それら相互の関係が問われる。ここで言う「現実性」とはそのような概念の諸契機の分離と関係である。ここから個別は「それ自身で有るもの」(Fürsichseiendes)、「一者」となる。普遍性はここでは多くの個別と関係する「個別の共通者」にすぎない。また個別は反省としては「自己内に反省した一者」でもある。しかし個別性は、概念の契機であり、普遍性や特殊性との関係をもつ。ここから、概念の自立的な諸規定とその関係が定立される。それが「概念の絶対的で根元的な分割」としての「判断」(Urteil) である。こうして、「概念」から「判断」への移行が論じられるのである。

(d) 「主体」の論理構造

以上のように、『精神現象学』「序文」における「実体＝主体」の論理は、論理学の「概念」

における「普遍」「特殊」「個別」の契機の統一としてより明確に把握され表現されたのである。ここで「概念」が示す「主体」の構造についてまとめておきたい。

第一に、「主体」は、他者との媒介を含む自己媒介の構造をもち、他者への関係を自己への関係へと還帰させ、そのことによって自己を形成し、創造するものである。このことは、普遍性の契機が示す「外への反省」と「内への反省」の統一として理解できる。このような意味での動的で具体的な自己同一性が「主体」の特徴である。

第二に、「主体」は特殊性の契機によって「外への反省」と自己からの区別を独自の契機としてもつ。これは、「主体」がひたすら自己との関係に向かう「向自有」や、一つのものに閉じこもる「一者」などと区別される重要な側面である。しかも、他者への関係は、実体のような「力」や「強制力」による必然的關係ではない。「主体」の他者への関係は、「自由な力」として「他者の包括」であったとしても、それは「強制的」なものではなく、「他者の中で自己のもとである」という「自由」であり「自由な愛」であるとされる。「主体」とは自らの中から他者への関係をつくりだし、「反対者」をもつくり出す。しかし「主体」は、他者にかかわる事柄を自己にかかわる事柄ととらえ、振る舞うものである。これが、主体の自己実現の契機となるのである。

第三に、「主体」は個別性の契機によって、自己同一性と他者との関係を絶えず自己内へと統一する構造をもつ。その意味で「主体」は「総体性」として、自己の多様性を統合し、自己の諸規定を合致させるものである。しかし同時に、「主体」は個別として、他の個別を前提とする。それは「主体」が「向自有」や「一者」の次元で他者と牽引し反発する契機でもある。また「主体」は自己の契機を分割し、その分割されたものを結合する「判断」への展開を内包しているのである。

以上が、「概念」において論じられる「主体」

の論理構造である。しかし「主体」の論理は「概念」にはとどまらない。「主体」の論理は、自己を分割しながら関係させる「判断」の多様な形態の発展として論じられる。さらに「推理」では、普遍・特殊・個別の相互媒介の多様な形態の発展が論じられる。以上が「概念論」の第一篇「主観性〔主体性〕」の論理の展開である。そして第二篇「客観性」をふまえて、第三篇「理念」における「生命」や「認識」（認識と実践）の論理が展開され、そして「絶対的理念」に到達する。これらが「主体」の論理を体系的に明らかにするのである。しかし、小論では「概念」における「主体」の論理の解明に限定し、その理解をめぐるいくつかの論点にふれて、本稿のまとめとしたい。

三 「主体」の理解をめぐる

ここでは、次の二点に触れておきたい。

第一に、先に見たように、デュージングは、ヘーゲルの主体の論理の中核となる「概念」ないし「具体的普遍」の論理は「論証されない形而上学的な前提にもとづいている」(Düsing,24)と批判する。彼は、ヘーゲルは「絶対的主観性」の叙述において「論点先取の虚偽」(petitio principii)を行っている(Düsing,339)とも言う。まず、この問題を検討しておこう。

デュージングがヘーゲルを批判する論点の中心は次の点にある。「主観性の論理的意味についてのヘーゲルの展開、つまり、実体、因果性、交互作用からの概念の展開は、カテゴリー的説明として十分かどうかは疑わしい。……交互作用の完成としての諸実体の分離の止揚と絶対的統一の回復が、すなわち、実体的なものと考えられる対立者において自己自身との同一性として展開された自己への否定的関係が、そもそも思考する自己相関であって、単に本質的に現存在する自己相関ではないというのは、なぜなのかは示されていない」(Düsing,231f.)。

ここで、デュージングが問題にしているのは、実体・因果性・交互作用から、なぜ「思考

する自己相関」が登場するかは説明されていないということである。しかしながら、先にも見たように、ヘーゲルの「主観性」をまず「思考する自己相関」と理解することに問題がある。ヘーゲルは、実体から主体への展開によって、二つの実体の「絶対的同一性」とつくり出す運動から、一つの「主体」における他者への関係と自己への関係との統一を示した。それは、客観的な「実体」から主観的な「思考」へと飛躍したり、「主観性」としての「思考」を前提にして論理学を論じ、それを「概念」のところで突然もち出したものではない。あくまでも「実体」・「因果性」・「交互作用」から、それらを踏まえつつそれらを超える高次の論理として「概念」ないし「主体」を論じたのである。

この点で、確かにカテゴリー展開上の飛躍があることは確かである。しかし何らかの飛躍がなければより高次のカテゴリーは導出しえない。かつて、フィンドレー⁸⁾は本質論から概念論への移行について、「弁証法のこの段階において意識のカテゴリーの出現 (emergence) は理論的に理解でき、まったく適切である」(Findley,222)と述べた。ここでフィンドレーも「概念」を「意識のカテゴリー」として理解しているという問題点はあるが、しかし彼は「カテゴリーの出現 (emergence)」と言う。ここで「出現」という言葉は、新しいカテゴリーの「創発」(emergence)とも理解できる。「創発」とは既存のものを踏まえながらも従来にはないユニークなもの出現である。そこには必ず飛躍がある。そのような飛躍を含んだ「創発」を認めなければ、カテゴリー体系の構築は不可能であろう。とりわけ、「現実性」から「概念」への移行は、「客観的論理学」の領域から「主観的〔主体的〕論理学」の領域への飛躍であり、「実体」の「必然性」の論理から「主体」の「自由」の論理への飛躍でもある。しかしその飛躍は、小論でも明らかにしたように、「実体」の諸カテゴリーの分析と展開をとおして「主体」の論理を導出するものであり、十分な根拠をもった新しいカテゴリーの「創発」と

言えるであろう。

また、「主観性」の論証という点では、ヘーゲル自身が述べているように、「概念」や「主体」の論理は、生命にも精神などにも共通する構造を論じるものであるから、その論理の論証は、「主体」の論理が「生命」や「精神」などをどれだけの確に把握できるかという観点からも論じるべきであると思われる。この点で、例えばヘーゲル論理学の「理念論」における「生命」では、「生命をもつ個体」が、普遍性としての「感受性」、特殊性としての「興奮性」をもち、個別性として「再生産」を行うことが論じられている。これらの論理は、「生命」を把握するための基本的観点を提示するのもであると私は考える。しかしこの点の詳細は機会を改めて論じたいと思う。

第二の問題は、ヘーゲルの「主体」の理解にかかわる「主観性」と「相互主観性」との対立である。この点は、「普遍」の「他者」との関連ですで見たとように、フィンク－アイテルのように、ヘーゲルの「主体」を自我と他の自我との「相互主観性」として議論するには、やはり無理がある。実際、フィンク－アイテルは、ヘーゲルの「概念論」冒頭の「概念一般について」の議論は「相互主観性」として理解できるが、第一章「概念」の本文では「概念」を「根源的統一」として論じられている点で、ヘーゲルの説明が「分岐する」(divergieren)と言う(Fink-Eitel,201)。つまり、フィンク－アイテル自身が、「概念一般について」から「概念」の本文に至るヘーゲルの叙述を首尾一貫して「相互主観性」の論理として理解することの困難性を認めているのである。

この点でさらに、ヘスレが、ヘーゲル論理学の「主観性」と実在哲学の「相互主観性」との「裂け目」を論じることにも賛成できない。むしろ普遍性・特殊性・個別性という三契機を統一した「概念」ないし「個別」としての「主体」の論理の解明が、「主体－客体関係」や「主体－主体関係」を解明する基礎となると思われる。主体の客体に対する活動的な関係の解

明においても、主体と他の主体との「相互主観性」や「相互承認関係」の解明のためにも、まずそのような活動を担う「主体」の論理が解明されなければならない。つまり、その活動において自己同一性を貫き（普遍性）、他者（客観や他の主体）と関わりつつ自己を特殊化し（特殊性）、この中で自己を保持し発展させる（個別性）という「主体」の論理が解明されなければならないのである。こうして、ヘーゲルの「主体」は客観への関係や他の主体への関係を含み、そして主体相互の共同性への志向をもったものと考えられる。しかしこの問題も、ヘーゲル論理学における「主体性」の論理と「客観性」との関係や、「善の理念」（実践的理念）の論理を考察し、さらにヘーゲル論理学と精神哲学との関係を考察することによって検討すべきものである。この課題の取り組みもまた他日を期したいと思う。

注

1) テキストは G. W. F. Hegel, *Wissenschaft der Logik*, Gesammelte Werke, Bd.11,12,21, Felix Meiner Verlag を用いる。引用では、同書の *Philosophische Bibliothek* 版 (Felix Meiner Verlag) に従ってドイツ語の綴りは現代のものに変え、大全集の略号 GW の後に巻数とページを記す。有論の第一版 (Bd.11) と第二版 (Bd.21) の叙述が同じ箇所、および第二版で若干の追加はあるものの基本的に同じ内容の箇所は、その両方の巻数とページを記す。第一版と第二版とで叙述が異なる場合はそのどちらかの巻数とページ数を記す。引用文中の〔 〕内は牧野の補足である。

また、邦訳は武市健人訳『大論理学』全3巻4冊（有論は第二版）、岩波書店、および寺沢恒信訳『大論理学』全3巻（有論は第一版）、以文社、を参照した。

2) G. W. F. Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, Gesammelte Werke, Bd.9, Felix Meiner Verlag. 引用では巻数とページ数を記す。

3) 以下の文献を参照。

Klaus Düsing, *Das Problem der Subjektivität in Hegels Logik*, Bouvier Verlag, Hegel-Studien Beiheft 15,1976.

Hinrich Fink-Eitel, *Dialektik und Sozialethik. Kommentierende Untersuchung zu Hegels Logik*, Verlag Anton Hain, 1978.

Vittorio Hösle, *Hegels System*, Felix Meiner Verlag, 1987.

Christin Iber, "Hegels Konzeption des Begriffs" in: A. F. Koch und F. Schick (Hrsg.), *G. W. F. Hegel, Wissenschaft der Logik*, Akademie Verlag, 2002.

Walter Jaeschke, *Hegel. Handbuch*, Verlag J. B. Metzler, 2005.

これらの文献からの引用では著者の姓とページを記す。

また、デュージング、ヘスレらの研究に対するコメントを含む次の文献がある。

島崎隆『ヘーゲル弁証法と近代認識』未来社、1993年。

大西正人「ヘーゲル論理学と Intersubjektivität——ヘスレ『ヘーゲルの体系』の問題点を探りながら」『ヘーゲル論理学研究』第二号、1996年。

藤田俊治「ヘーゲル論理学における主観性をめぐって—— K. デュージング『ヘーゲル論理学における主観性の問題』検討」『ヘーゲル論理学研究』第五号、1999年。

私も拙稿「ヘーゲル論理学の研究動向」『大阪経済法科大学総合科学研究所年報』第15号、1996年（拙著『哲学と知の現在』文理閣、2004年、所収）でこれらを検討したことがある。小論でもその一部を利用している。

4) 寺沢恒信氏の『大論理学』の翻訳は厳密であり正確である。また翻訳に付けられた訳者注も訳者の解釈を示しつつ読者の理解を助け、大変有益である。しかしながら、「概念」の「普遍」、「特殊」、「個別」に関する訳者注は読者に誤解を与えかねないものである。寺沢氏は次のように言う。「事例をあげて解説することはここでは正しくないのであるが、そのことを承知のうえで

あえて実例をあげて述べれば、『色』（普遍的なもの）は『赤』（特殊なもの）や『このイチゴのこの赤』（個別的なもの）へと移行するのではなく、『赤』は『色』であり、また『このイチゴの赤』も『色』であるから、『色』はこれらの特殊なものや個別的なものなかで『色』でありつづける、すなわち自己自身に等しくありつづけるのである」（ヘーゲル『大論理学』3、寺沢恒信訳、以文社、392ページ）。

しかし、実例をあげることが問題ではなく、ここで寺沢氏のあげている「色」・「赤」・「この赤」のような形式論理的な普遍・特殊・個別の実例が誤解を与えらると思われる。

しかもヘーゲル自身が講義の中でこのような実例に反対している。ヘーゲルは『論理学講義、ベルリン、1831年、カール・ヘーゲル筆記』の中で次のように言う。「概念はしばしばなんらかの表象のなんらかの規定性以上のものを意味しません。私が『人間』という場合、それは概念ではありません。同様に青というのも、言葉の真の意味での概念ではありません。概念とはただまったく、自己の内で具体的であり、自己の内で区別されたものでありながら、この区別されたものの統一であるものなのです」（G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über die Logik, Berlin 1831*, Nachgeschrieben von Karl Hegel, hrsg. von Udo Rameil, Felix Meiner Verlag, 2001.S.174f.）。このヘーゲルの言葉は（寺沢氏はこの講義録が出版される前に逝去されたのであるが）、寺沢氏の先の実例がヘーゲルの「概念」の例としてふさわしくないことを明確に語っているのである。

- 5) ヘーゲルは「概念」ないし「主体」を「生命、自我、精神、絶対的概念」を理解するための論理として論じた。しかしこの概念の有効性はさまざまな分野から検討されるべきであると思われる。その一つの例はマルクスである。マルクスは『資本論』で、ヘーゲルの「概念」ないし「主体」の論理を、自己増殖する価値としての「資本」を解明する論理として利用したと思われる。マルクスは『資本論』第1巻、第4章「貨幣の資本への転化」の中で次のように言う。

「流通G—W—G〔貨幣—商品—貨幣〕においては、商品と貨幣とはともに、価値そのものの異なる存在様式として——すなわち貨幣は価値の普遍的な存在様式として、商品は価値の特殊ないわば仮装しただけの存在様式として——機能するにすぎない。価値は、この運動のなかで失われることなく、絶えず一つの形態から別の形態へと移っていき、こうして一つの自動的な主体に転化する」（“*Das Kapital*” Erster Band, Diez Verlag, S.168f, 『資本論』新日本出版、新書版、②262ページ）。

また、マルクスは続けて次のように言う。

「自己を増殖しつつある価値がその生活の循環のなかでかわるがわる特殊な現象諸形態を固定させてみれば、そこで得られるのは、資本は貨幣である、資本は商品である、という説明である。しかし、実際には、価値はここでは過程の主体になるのであって、この過程のなかで貨幣と商品とに絶えず形態を変換しながらその大きさそのものを変え、原価値としての自己自身から剰余価値としての自己を突き出して、自己自身を増殖するのである。」（S.169, ②262-3ページ）

このようにマルクスは、資本を自己増殖する価値にとらえ、しかも貨幣と商品に形態を変えながら運動し、そのなかで自分の価値を増殖する「主体」としてとらえた。彼は、貨幣は資本の「普遍的な存在様式」であり、商品は資本の「特殊な存在様式」と言う。その場合、貨幣は資本の価値を「普遍的」に示す存在様式である。同時にまた、貨幣も商品もともに資本の「特殊な現象形態」と言われる。そして貨幣—商品—貨幣という形態変換の過程を貫いて自己を維持し、自己増殖する価値が「過程の主体」や「支配的な主体」と表現されるのである。このことを、いっそうヘーゲル的な言葉で言えば、資本の価値は、自己を維持する「普遍性」をもちながら、自己を商品や貨幣という特殊な形態に変換させる「特殊性」をもち、さらに両者を統一して自己増殖する「個別性」である、と言えるであろう。マルクスにとって、このような資

Mar. 2009

ヘーゲル論理学における主体の概念

本としての価値が、自己増殖する「主体」なのである。そして資本をこのような「主体」ととらえることが、『資本論』のその後の展開にとっても重要な意味をもつのである。

- 6) G. W. F. Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften, im Grundrisse* (1830), *Gesammelte Werke*, Bd. 20, Felix Meiner Verlag. 引用では節番号を記す。

- 7) G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über die Logik, Berlin 1831*. Nachgeschrieben von Karl Hegel, hrsg. von Udo Rameil, Felix Meiner Verlag, 2001. 引用ではページ数を記す。

- 8) J. N. Findlay, *Hegel. A Re-examination*, George Allen & Unwin, 1958. 引用ではページ数を記す。

(2009年1月9日掲載決定)